令和８年度第３回　一般機械専門部会　議事録

１　開催日時、場所

日時　令和８年10月５日（月）　午後１時25分～午後３時57分

場所　あわぎんホール４Ｆ　会議室５　（徳島市藍場町２丁目14番地）

２　出席者

(公益委員)　竹原委員　撫養委員　米澤委員

(労側委員)　辻委員　徳永委員　三木委員

(使側委員)　天野委員　森委員　渡辺委員

３　主要議題

（１）一般機械器具製造業最低賃金改正審議について

（２）その他

４　議事

○事務局（賃金室長）

定刻より少し早いですが、委員の皆様がお集まりですので、専門部会を始めさせていただきます。撫養部会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

○撫養部会長

それでは、ただいまより本年度第３回「一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

事務局は委員の出席状況を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本部会は、最低賃金審議会令第５条第２項により、審議会全委員の３分の２である６名以上、又は各側委員の３分の１である各１名以上の出席で成立することとなっております。

本日は、９名全員の委員が出席されており、本部会が有効に成立していることを報告します。

以上です。

○撫養部会長

ありがとうございます。

それでは最初に、本日の資料、又は伝達事項がありましたら事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本日は資料及び伝達事項については特にございません。

○撫養部会長

本日、できれば改正金額の合意を目指して審議を進めたいと思いますので、
皆様方、よろしくお願いします。

まず、前回、10月１日における労使双方のご発言について確認をさせていただきます。

労側のご意見としては、徳島経済研究所のアンケート結果をもとに徳島県の高卒初任給の平均月額197,700円を月間の所定労働時間である164.7で割ると1,200円であり、若者の人材確保・定着の為にも66円を引上げて、1,200円とすべきとのご意見、使側のご意見としては、事業の継続を行うため、現在の原材料・エネルギー価格高騰を考慮し、春闘の中小企業の賃金上昇率4.5%と同等の水準として4.4%、金額にして50円を引上げて、1,184円とすべきとのご意見で終わっていました。

前回からご意見の変更等はございませんか。

労側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（労側）

お疲れ様です。労側委員の三木と申します。よろしくお願いします。

前回の審議では労働者側として1,200円を提示させていただきましたが、持ち帰ってあらためて検討をしてまいりました。

労働者側で議論した結果、今回は企業を取り巻く厳しい状況も踏まえつつ、地賃の引上げ額を基準として考えることにしました。今年の地賃は57円、率として5.4%引き上げられました。一般機械についても、地賃とほぼ同程度の引上げ率は確保したいという考えから、61円引き上げて1,195円を提示したいと思います。

また、昨年は地賃が66円引き上げられたのに対し、一般機械は64円の引上げとなり、地賃との差は90円から88円と２円縮まりました。一般機械がこれからも働く人に選ばれるような産業であるためには特定最賃としての優位性がとても大切ですので、その点を意識して少しでも優位性を確保していくことが必要ではないかと考えています。よろしくお願いします。

○撫養部会長

続きまして使側委員の皆様はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

使側でも話し合いをしました。本当に価格転嫁がとても厳しく、仕事量がそれなりにあれば価格交渉もできるんですが、仕事量が今減少している中、交渉はとても厳しいです。

特賃としての優位性は理解しておりますし、賃金を上げていかなくてはいけないという思いは本当に強いです。ですが、現状を見るととても難しいです。

例えば受注量は、売上前年比でマイナス1.7%、収益はマイナス18%、設備投資はマイナス35%、価格転嫁の原価上昇は30%程度にとどまっています。地賃と同じ程度のプラスというのは、現状を分かった上で提案していただいているというのは本当にありがたいとは思っていますが、今まで労側が根拠にしていた春闘の全国平均が大企業で5.18%、中小企業は4.69%となっています。これはあくまで平均ですので、これだけ徳島の状態が悪い中で平均まで持っていくのはとても難しいのが、製造業の皆さんの状態だと思っています。

使側としても、平均までは難しいですが、4.4%で計算しておりましたが、4.6%でプラス52円の1,186円であれば、なんとかなるのではないかという話をまとめてまいりました。

今のこの徳島の製造業のマイナスばかりの現状を見ていただいて、もう少し話し合いが

できたらと思っております。
　よろしくお願いします

○撫養部会長
　双方にかなり歩み寄っていただきました。ありがとうございます。
　この後の審議の進め方ですが、労使委員の皆様のご希望などはありますか。

　（委員から「労使協議」を求める声）

○撫養部会長
　それでは労使協議をしていただきます。
　事務局は会場への誘導をお願いします。

　（労使で二者協議）

○撫養部会長
　それでは審議を再開します。
　労使委員の皆さま、協議の結果はいかがでしょうか。
　労側からご意見を伺います、いかがでしょうか。

○[redacted]委員（労側）
　お疲れ様です。本当にいい話し合いはできたと思っています。
　ですが、全会一致になることはできなかったんですが、だいぶ歩み寄ることができました。
　労側は、プラス58円まで歩み寄りました。地賃を上回る引上げでなければ優位性と呼べないのではないかと思っていますので、地賃を１円でも上回るという意味で、58円での全会一致をお願いしたんですが、この溝を埋めることが難しい状況です。もう１回冷静になって、次にもう一度話し合うということになりました。

○撫養部会長

次に使側はいかがでしょうか。

○[redacted]委員（使側）

実態に即した話をさせてもらったと思っています。使用者側の厳しい状況は数字も示して述べましたが、売上げが前年比でマイナス1.7%、収益がマイナス18%、設備投資がマイナス35パーセント、価格転嫁の原価上昇が30%程度にとどまっている状況の中で、前回はプラス66円とおっしゃっていたところから、プラス58円まで下りていただいたのは本当にありがたいと思っています。

ですが、徳島のこの状態の中で、春闘の全国平均は大企業が5.1%、中小企業が4.69%で、平均が4.69ですので、徳島の状態が悪い中で4.69%を上回るのはとても難しいと訴えてきました。使側としても、賃金を上げても物価が上がっているので、実感がないという点はよく理解していますので、目安と同額のプラス56円でお願いできたらと考えています。本日はこれ以上の意見がまとまらないので、もう一度、日を変えて頭冷やして話をしたいということになりました。

以上です。

○撫養部会長

最初の提示額よりはお互いに歩み寄りはあるものの、未だ隔たりはありますが、あと僅かです。

本日、公労、公使の二者協議を行い、もう少し歩み寄りを進めてみてはいかがでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○撫養部会長

では、公労の二者協議から行います。

事務局は会場への誘導をお願いします。

（公労、公使、公労の順で二者協議）

○撫養部会長

それでは審議を再開します。

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

労使が合意に至ったものと判断し、確認をいたします。

令和８年度の「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正については、時間額を57円引上げ1,191円とする。

適用除外については、従前と同じとする。

ということでよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○撫養部会長

発効日については、いかがいたしましょうか。

昨年度は地賃の発効日に合わせて１月１日としましたが、従前では12月21日発効としていました。

今年度は祝祭日の関係上、12月21日発効ができない状況にあり、近い日となりますと12月20日の日曜日、若しくは12月24日の木曜日となります。

いかがいたしましょうか。

○[redacted]委員（使側）

12月24日でお願いします。

○[redacted]委員（労側）

発効日はここが最速なのでしょうか。

○事務局（賃金室長）

本日答申となれば、最速で12月４日が発効日となります。

ただ業種によって特賃の発効日が異なると県民に混乱を招くおそれがあるため、電気機械の特定最低賃金の発効日と合わせることとしています。そのため、例年は12月21日の発効を目指すということで、両特賃の専門部会の委員にお願いしております。

今年度は、異議申立期間と公示期間の間に、連休が挟まる暦の関係上、12月21日の発効は物理的に不可能であり、その前後の発効可能な日が12月20日又は24日となっております。

○[redacted]委員（労側）

早い発効としたいので12月４日と主張したいところですが、12月21日が基本ということであれば、３日後ろにずらす24日よりも、１日前倒して20日でお願いします。

○[redacted]委員（使側）

賃金の計算として、毎月20日締めとしている会社が多いと思います。20日に発効だと、その１日のために給料計算をし直すなど、事務処理が煩雑になるというデメリットが生じ得ます。

それに毎月20日締めの会社であれば、24日発効だとしても、21日から改定された金額で計算する方が多いと思うので、労働者にとって３日遅くなるほどの不利益はないと思います。

○[redacted]委員（労側）

使側委員のご意見を信じます。

○撫養部会長

それでは、金額については、57円引上げ1,191円とする。

発効日については令和８年12月24日発効とする。

ということでよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○撫養部会長

ありがとうございます。

それでは全会一致ということで、この内容をもって最低賃金審議会会長あての専門部会報告をさせていただきます。

事務局は専門部会報告書（案）の準備をしてください。

（専門部会報告書（案）を配布）

○撫養部会長

それでは、事務局は専門部会報告書（案）を代読してください。

○事務局（賃金室長）

報告書案を読み上げいたします。

令和８年10月５日

徳島地方最低賃金審議会　会長　段野聡子　殿

徳島地方最低賃金審議会　徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会　部会長　撫養佳孝

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月27日徳島地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員　竹原大輔　撫養佳孝　米澤和美

労働者代表委員　辻康晴　徳永晶弘　三木裕子

使用者代表委員　天野多栄子　森誠　渡辺敏江

別紙

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域　徳島県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（メリヤス針製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18歳未満又は65歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ　玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間　1,191円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日　令和８年12月24日

以上です。

○撫養部会長

この内容でよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○撫養部会長

確認いただきました当部会の報告は、全会一致で決定されたものですので、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、当部会の決議をもって審議会の決議とすることができる旨が第１回本審で決議されています。

よって、直ちに専門部会報告の内容をもって局長あて答申を行います。

答申文案の内容は、先ほどの専門部会報告文と同じですのでご確認ください。

特に問題ないようでしたら、局長あて答申を行います。

（委員から「異議なし」の声）

○撫養部会長

本日は、局長がおられませんので労働基準部長に答申文をお渡しします。

（部会長から労働基準部長に答申文を手交）

○撫養部会長

事務局は、答申後の手続について説明してください。

○事務局（賃金室長）

本日の答申に対する異議の申出に関する公示を本日付で行います。

異議の申出期間は、最低賃金法第15条第３項の規定により、公示日の翌日から起算して15日経過後の10月20日までとなります。

異議の申出がなければ、そのまま官報公示を行い、12月24日に発効出来るよう事務手続きを進めてまいります。

異議の申出があった場合は、速やかに日程調整を行い、異議に係る審議を行っていただく本審を開催することとなり、その後、官報公示期間を経て指定日発効することとなります。

滞りなく発効できるよう事務手続を進めてまいります。

以上です。

○撫養部会長

各委員のご協力により全会一致で結審することができました。

改めて感謝申し上げます。

最後に、事務局から何かありますか。

○事務局（労働基準部長）

本来ならば局長の亀井からご挨拶申し上げるところでございますが、代理で私から御礼のご挨拶を申し上げます。

本日、一般機械等製造業最低賃金の改正決定について、全会一致での答申をいただき、ありがとうございました。

一般機械等製造業最低賃金につきましては、今後、異議申出の手続きを経て、12月24日の発効に向けた手続きを進めてまいる予定です。私ども徳島労働局といたしましては、本日答申いただき、事務手続きを経て決定される一般機械等製造業の最低賃金額につきまして、地域別最低賃金と同様に、中小企業・小規模事業者を中心に周知に努め、履行確保に万全を期したいと考えております。

関係労使の皆様におかれましても、本最低賃金の履行確保に向けて、それぞれのお立場での取り組みをお願い申し上げるとともに、今後とも労働行政に対しましてご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様に真摯にご議論いただき、本日答申いただきましたことにあらためて感謝申し上げ、誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○撫養部会長

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

委員の皆様、お疲れさまでした。

（閉会）